

デザイン費を捻出したい！／PVで発信したい！

令和6年度 アーツカウンシル金沢 助成プログラム 「広報小口支援」募集要項

本支援は金沢市における文化芸術活動の情報発信力強化を図るため、個人・団体の文化芸術事業の広報活動に対して小額の助成金を交付するものです。

1. 対象者

金沢市在住者もしくは、金沢市内を活動拠点とする個人・団体

2. 対象事業

原則として金沢市内及び近郊における芸術創造活動の広報にかかる事業。

金沢市内及び近郊（白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町）で実施し、一般に向けて公開される芸術活動・文化イベント・アートプロジェクト、その他の創造活動のPRやプロモーションにかかる事業で、申請日から6か月以内に事業を開始するもの。

（チラシ・募集案内・活動パンフレット・PRビデオの制作など）

※以下に該当する事業は対象外となります。

金沢市及び金沢市外郭団体の主催・共催事業／金沢市及び金沢市外郭団体から助成を受けているもの／営利を目的とするもの／政治的又は宗教的な宣伝意図を持つもの／慈善事業への寄付行為を主な目的とするもの／特定の団体・企業の宣伝を目的とするもの／教室の行う稽古事や習い事の発表会、その他特定の会員を対象とするもの／学校のクラブ活動その他学校教育に係るもの／第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権、その他の権利を侵害するもの、またはそのおそれがあると認められるもの／安全対策等、開催に際して不備の認められるもの／公序良俗に反するもの

3. 助成金額：上限 30,000 円

※対象経費：助成対象事業の実施に要する経費のうち、アーツカウンシル金沢が助成の対象として認める経費（別紙参照）

※助成金額：対象経費の1/2（1,000円未満は切り捨て）

※助成金の交付：申請→採択→事業実施→終了報告→金額確定→請求→振込のプロセスを経て交付します。（下線部が申請者の作業となります。）

4. 申請方法

アーツカウンシル金沢のウェブサイトに掲載している申請書、事業計画書に必要事項を記載し、郵送、持参、メール、いずれかの方法で提出してください。なお、予算の関係上、採択件数が予定していた数に達した場合は、受付を終了する場合があります。

URL：<https://artscouncil-kanazawa.jp/program/business/support/>

受付期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日 毎月末日〆切（必着）

※直接持参する場合は、土日祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除き、9時～17時まで受け付けます。

※メールの場合は件名を「広報小口支援応募申込」としてお送りください。

5. 採択

アーツカウンシル金沢において、交付申請書類の内容の確認後、以下の審査基準を考慮して採択します。採択結果は、申請受付した月の翌月10日までに申請者あてにメールで通知します。

審査基準

- ① 文化芸術活動の新たな可能性や多様性を提示する取り組みかどうか
- ② 文化芸術活動の発展や裾野の拡大に資する取り組みかどうか
- ③ 文化芸術活動をととした社会課題への優れた取り組みかどうか

採択件数

年度内に60件程度

※必要に応じて審査前に内容確認のためのヒアリングを行う場合があります。

※採択は1申請者につき年度内1回までとします。

6. 支援金交付

事業終了後、1か月以内に所定の事業報告書を郵送、持参、メール、いずれかの方法で提出してください。（3月に事業終了する場合は翌月4月10日までに提出してください）

領収書等、経費の証明書類の提出は求めませんが、印刷物等、作成した広報物は現物を提出してください。ウェブ上で広報に関しては、URLをお知らせください。

提出物の内容を審査し、ロゴマークの使用など、適正に事業が終了したと認められた場合に、助成金額を確定し通知します。なお、助成金額の確定後、所定の請求書を提出いただき、その提出の日の翌月末までに申請者名義の口座に振り込みます。

7. 事業実施にあたっての留意事項

（1）事業内容の公表

採択された事業については、事業名・内容、企画者名の情報をウェブサイト等で公表します。

（2）ロゴマークの掲載

採択された事業の実施に際して作成するチラシ・ポスター・プログラム等の印刷物、広報用のウェブページに、クレジットとして「助成：アーツカウンシル金沢」の文言の記載、およびロゴマークを掲載してください。（映像の場合はテロップとして挿入し、完成させてください。）なお、クレジットやロゴマークの掲載がない場合、助成金は交付されません。

ロゴのダウンロード URL : <https://artscouncil-kanazawa.jp/about/logo/>

ロゴマークを使用する場合は、必ずガイドラインをご確認ください。

(3) アーツカウンシル金沢による視察等

アーツカウンシル金沢関係者による視察や訪問、撮影等に協力をお願いします。

(4) 収入・支出に関する書類の保管について

当該広報活動に関する収入・支出の内容を証する関係書類を5年間保管してください。また、必要に応じて、活動の状況・実績等を調査する場合があります。

8. 事業の中止・変更について

事業内容の変更（実施会場や実施日の変更）又は事業を中止する場合は、アーツカウンシル金沢まで報告してください。変更の連絡をせずに、事業の変更・中止をした場合は、採択を取り消す場合があります。

9. 助成金の併用について

アーツカウンシル金沢の助成プログラム「交流滞在支援」「環境整備支援」、また、金沢市及び金沢市外郭団体以外の自治体や財団、民間助成金等との併用は可能です。

10. 申請先・問い合わせ先

アーツカウンシル金沢（受付：平日9時～17時45分）

〒920-0999 金沢市柿木畠1番1号 金沢市第二本庁舎2階

TEL：076-223-9898／FAX: 076-261-5233 TEL：076-223-9898

E-mail：council@kanazawa-arts.or.jp

WEB：<https://artscouncil-kanazawa.jp/>

別紙

広報小口支援 助成対象経費

費 目	内 容
制作費	チラシ・ポスター・プログラム等の広報物のデザイン費 WEB プロモーション用の映像・音楽制作費等 事業の広報に使用するためのイラスト制作費等
印刷製本費	チラシ・ポスター・プログラム等の広報物の印刷費等
広報宣伝費	WEB/SNS 広告費等
郵送費	チラシ・ポスター・プログラム等広報物の発送費、切手代等
撮影費	事業の広報に使用するための写真・動画撮影費

(注)

助成対象経費は対象事業の広報のために必要な経費として認められるものに限りません。

※表に該当しない経費については、別途お問合せください。

助成対象経費とならない経費

・チケット印刷費